

**新型コロナウイルス等感染症対策  
特別委員会資料**

**令和2年6月22日（月）**

**福祉保健部  
病院局**

# 目 次

	頁
I 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について (福祉保健部)	
1 国及び本県の主な対応状況	…… 1
2 本県における新型コロナウイルス感染症の状況	…… 14
3 新型コロナウイルス感染症に係る保健所及び衛生環境研究所 の業務について	…… 20
II 新型コロナウイルス感染症対策に係る県立病院の取組について (病院局)	…… 22

# I 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について

## 1 国及び本県の主な対応状況

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
1月 30	国が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置		
31	WHOが「緊急事態宣言」		
2月 3			・新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第1回）の開催
5			・「帰国者・接触者相談センター」と同外来の設置
13	国が緊急対応策を公表		
21			・帰国者・接触者相談センターの24時間体制を構築
25	国が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を公表		
28	内閣総理大臣が小中高等学校等における全国一斉臨時休業を要請		・県立学校に対して「3月2日より当面、臨時休業とする」通知を发出 ・県内の小中高等学校等における一斉臨時休業（3/2～）を通知
3月 3			・本部会議（第2回）の開催（県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針等を決定）
4		1例目	・本部会議（第3回）の開催（1例目の発生に伴う対応方針等を決定）
10	国が緊急対応策（第2弾）を公表		
13	国が新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正		・本部会議（第4回）の開催（国の緊急対応策（第2弾）を踏まえた県の今後の対応等について協議） ・知事メッセージ发出（手洗い、咳エチケット、3密を避けるの要請、「みんなで宮崎を元気にする行動プラン」）
16			・県立学校に対して「県立学校の春休み期間中の対応を、当面、臨時休業期間中と同様の対応とする」通知を发出

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
17		2例目 3例目	
19	国の専門家会議が「状況分析・提言」を公表		
23			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第5回）の開催（県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針（改訂案）の決定等）</li> <li>・県衛生環境研究所の1日のPCR検査可能数が72件（従来は24件）に増加</li> </ul>
24	文部科学省から小中高等学校等における教育活動再開等に係る通知		
26	国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第6回）の開催</li> <li>・1日のPCR検査可能数が96件に増加（県72件＋宮崎市24件）</li> <li>・「全ての県立学校の教育活動を4月1日から再開する」通知を发出</li> </ul>
27			<ul style="list-style-type: none"> <li>・補正予算専決処分(生活福祉資金貸付金等)</li> </ul>
28	国が基本的対処方針を公表		
4月 1	国の専門家会議が「状況分析・提言」を公表		<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職や進学等で感染拡大地域に転出される方を対象に、感染防止対策の徹底について注意喚起（県庁HP掲載）</li> </ul>
2			<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事メッセージ发出（4月を「感染拡大防止強化月間」と位置づけ、東京や大阪など感染拡大地域への不要不急の往来自粛等を要請）</li> </ul>
3		4例目 ～ 7例目	
4		8例目	
5		9例目 10例目	
6		11例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置</li> <li>・「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について（宮崎市内の感染拡大の状況を踏まえた）」通知を发出</li> </ul>

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を7都府県に発令</li> <li>・国が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を決定</li> </ul>	12例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事メッセージ発出 (緊急事態宣言の対象地域への往来自粛、対象地域滞在者に外出自粛、毎日の体温測定等を要請)</li> </ul>
8		13例目 ～ 16例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第7回）の開催 (宮崎市内での入院病床の追加25床と軽症者の宿泊療養施設を確保)</li> <li>・JR駅等に緊急のお願いポスター掲載 (対象地域への往来自粛等)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策調整本部事務局を設置</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が基本的対処方針を変更（宣言対象外の道府県に対し、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請）</li> <li>・東京都が遊興施設、運動・遊技施設等に対して休業要請</li> </ul>	17例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事メッセージ発出 (繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請)</li> </ul>
16	国が特措法に基づく「緊急事態宣言」における対象拡大を発表		
17			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第8回）の開催</li> <li>・知事メッセージ発出 (緊急事態宣言を受けた県外との往来や外出の自粛、県立学校の臨時休業、みんなで宮崎を元気にする行動プラン改定等)</li> <li>・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」通知を発出</li> </ul>
24			<ul style="list-style-type: none"> <li>・パチンコ店などの遊技施設や、スナック、バーなどの遊興施設に対して4/25から5/6までの休業を要請</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策協議会（第2回）の開催</li> </ul>
27			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第9回）の開催</li> </ul>
30			<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月臨時議会にて補正予算議決 (PCR検査体制の強化、感染者の受け入れ病床確保、医療資機材の整備等)</li> </ul>

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
5月 4	国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を5/31まで延長を決定		・本部会議（第10回）の開催 （休業要請を5/10まで延長することを決定）
11			・休業要請対象施設において、強い警戒態勢の下での対応を開始
14	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から39県を解除		・本部会議（第11回）の開催 （緊急事態宣言の解除を受けた対応について決定） ・知事メッセージ発出（緊急事態宣言解除の考え方、新しい生活様式、経済対策等） ・宮崎市保健所の1日のPCR検査が可能件数が48件（従来は24件）となり、全体で120件に増加
15			・補正予算専決処分（「新しい生活様式」普及・定着事業等）
21	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から関西地方2府1県を解除		
25	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から5都道県を解除し、全都道府県での宣言解除を決定		
26			・本部会議（第12回）の開催 （全都道府県での緊急事態宣言解除を受けた対応について決定） ・県衛生環境研究所の1日のPCR検査可能数が120件（従来は72件）となり、全体で168件に増加
27			・知事メッセージ発出（緊急事態宣言の全面解除の考え方、新しい生活様式、経済対策等）
6月 1			・都城健康サービスセンターで保健診療により14件のPCR検査が可能になり、全体で182件に増加
3			・知事メッセージ発出 （経済対応方針、6月補正予算案）
5			・新型コロナウイルス感染症対策協議会（第3回）の開催

# 緊急事態宣言の解除を受けた主な対応

最終改定  
令和2年5月26日

	緊急事態宣言の 全国拡大 (4/16~5/6)	緊急事態宣言の 解除 (5/15~5/24)	緊急事態宣言の全国解除	
			(5/25~5/31)	(6/1~)
県民の方へ (県外往来)	できる限り避ける (GW中は徹底)	極力、自粛	極力、自粛	解除 (一部首都圏(埼玉、千葉、 東京、神奈川)及び北海道 (以下「5都道県」とい う。))及び感染流行地域へ の往来は慎重に)
県民の方へ (外出)	できる限り外出を自粛 (人との接触機会8割減 等)	①外出自粛は解除(以下の 場所は避けるよう注意喚 起) ・「三つの密」(密閉、密 集、密接)がある場 ・クラスター発生施設(ラ イブハウス、カラオケ 等)  ②感染拡大を予防する「新 しい生活様式」を徹底	①外出自粛は解除(以下の 場所は避けるよう注意喚 起) ・「三つの密」(密閉、密 集、密接)がある場 ・クラスター発生施設。た だし、ガイドライン実践 施設を除く。  ②感染拡大を予防する「新 しい生活様式」を徹底	同左
県外の方へ	極力、来県自粛	極力、来県自粛	極力、来県自粛	解除 (5都道県及び感染流行地 域の方は来県は慎重に)

県主催 イベント	原則、中止・延期	「三つの密」を避けるな どの対策を徹底の上、 状況に応じ、実施 ・全国的かつ大規模イベ ントは、リスクへの対 応が整わない場合は、 中止・延期	「三つの密」を避けるな どの対策を徹底の上、 状況に応じ、実施 ・全国的かつ大規模イベ ントは、リスクへの対 応が整わない場合は、 中止・延期	別紙
公の施設	原則、利用制限等	「三つの密」を避けるな どの対策を徹底の上、状 況に応じ、開館等	「三つの密」を避けるな どの対策を徹底の上、状 況に応じ、開館等	同左
休業要請 警戒態勢	休業要請(～5/10まで 延長) ・遊興施設等(繁華街 の接待を伴う飲食店 等) ・遊技施設(パチンコ 店等)	強い警戒態勢 ・遊興施設等 ・遊技施設	持続的な警戒態勢 ・全ての事業者 (ガイドラインの実践)	同左
県立 学校	臨時休校	5/24まで臨時休校 (5/25の完全再開に向 けて、5/20より全学年、連 日の登校日設定、部活動 の一部再開可)	再開 (部活動一部制限)	同左 (部活動制限を緩和)

※5/7～5/14は省略

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

＜基本的な考え方＞

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

- イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% <sup>(注)</sup> (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% (屋外200人)】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日 を目途 *ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援		△ 【十分な間隔】 (できれば2m) *感染状況を踏まえて、判断。

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。



## 外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
<b>【移行期間】</b> ステップ① 5月25日～	△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
<b>【移行期間後】</b> 感染状況を見つ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後		○ * GoToキャンペーンによる支援

## 1. 基本的な考え方

- (1) 感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。
- (2) 県内で圏域（二次医療圏単位（※1））ごとに、新規感染者などを目安にして、国の専門家会議が指摘する地域（警戒レベル）への該当性を判断して対応を示し（宮崎県独自）、県民に速やかな行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。

- ※1 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域  
④西都市・児湯郡圏域、⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域
- ※2 圏域ごとの状況は、迅速に県HPで公表

地域（警戒レベル）	一例
(A) 感染未確認地域	・感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない
(B) 新規感染者が限定的な地域	・新規感染者が一定数に収まっている
(C) 感染状況が厳しい地域	・新規感染者の増加又は感染経路不明の例が続発（直近1週間）又は感染集団（クラスター）の発生

## 2. 地域（警戒レベル）に応じた対応

地域（警戒レベル）	県民の方	県外の方	県主催のイベント等（※3）	県有の公の施設
<b>【A～C共通】</b> 新しい生活様式等	○「三つの密」（密閉、密集、密接）を避けるなどの対策を徹底 ○県をまたぐ移動は別紙	○5月末までは一律の来県自粛 ○6月1日からは埼玉、千葉、東京、神奈川、北海道等からの移動は慎重な対応を要請	○「三つの密」を避けるなどの対策を徹底	○「三つの密」を避けるなどの対策を徹底
(A) 感染未確認地域	○上記以外の外出自粛なし	—	○実施（別紙）	○開館
(B) 新規感染者が限定的な地域	○上記以外の外出自粛なし	—	○状況に応じ、実施（屋内で50人以上のものは控えるなど、規模縮小を含む）	○状況に応じ、開館（入場制限などの利用制限）
(C) 感染状況が厳しい地域	○できる限り、外出自粛	—	○原則、中止又は延期	○原則、閉館、利用制限

※3 入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する。実施等する場合、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加に注意。実施等に当たり、感染対策の工夫などについて県福祉保健部が相談に応じる。

※4 市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、県の方針を踏まえた対応を要請する。

### 3. 持続的な警戒態勢

- ・全ての事業者に対して、県が先行的に独自に示したガイドライン（改訂版）や業界の全国組織が示した業種別ガイドラインを参考に、ガイドラインを作成・実践することを要請する。
- ・各施設・事業所で感染者が確認された場合、再発防止策の検証・徹底を要請する。
- ・クラスター発生施設等（接待を伴う飲食店、ライブハウス、カラオケ等）の場合は、その感染状況に応じて、必要な範囲で同業種施設も含め営業自粛等を要請する（詳細は県と協議）。

### 4. その他

- ・高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者及び職員に感染者が確認された場合、当該施設等に営業自粛を要請する（詳細は県と協議）。

### 5. 適用

令和2年5月15日付け宮崎県対応方針を改正し、令和2年5月26日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

## 6 / 19 ~ 7 / 9 のイベント開催・外出について

### 前提

- 1 「新しい生活様式」に基づく行動
- 2 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践
- 3 今後、段階的に社会経済の活動レベルの引き上げ
  - ・ステップ1：5月25日～6月18日
  - ・ステップ2：6月19日～7月9日
  - ・ステップ3：7月10日～7月31日
  - ・ステップ4：8月1日～

## 6 / 19 ~ 7 / 9 のイベント開催・外出について

### イベント開催（ステップ2）

#### イベント開催制限の段階的緩和の目安

	5 / 25 ~ 6 / 18 (ステップ1)		6 / 19 ~ 7 / 9 (ステップ2)
屋内	収容率は50%以内（50%以内でも、人数上限100人）	➡	収容率は50%以内（50%以内でも、人数上限1,000人）
屋外	十分な間隔（※できれば2m）で人数上限は200人		十分な間隔（※できれば2m）で人数上限は1,000人
行事	地域のお祭りなどは、100人又は50%（屋外200人）		地域のお祭りなどは、 <u>人数を管理できるものは実施可</u>

# 6 / 19 ~ 7 / 9 のイベント開催・外出について

## 外出の取扱い（ステップ2）

### 外出自粛の段階的緩和の目安

		5 / 25 ~ 6 / 18 (ステップ1)	6 / 19 ~ 7 / 9 (ステップ2)
県をまたぐ移動等		5/25~5/31 極力、自粛 6/1~ 解除 (一部首都圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)及び北海道並びに感染流行地域への往来は慎重に)	解除 (感染流行地域への往来は慎重に)
	観光	県内はOK	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内はOK</li> <li>・ 県外は徐々に解除 (感染流行地域への往来は避けて)</li> </ul> ※まずは、県内観光を推奨

## 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ、特例貸付を実施しています。

### 緊急小口資金（一時的な資金が必要な方【主に休業された方】）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

**対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯  
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

<b>貸付上限額</b>	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内		
<b>据置期間</b>	1年以内		
<b>償還期限</b>	2年以内	<b>貸付利子・保証人</b>	無利子・不要

### 総合支援資金（生活の立て直しが必要な方【主に失業された方等】）

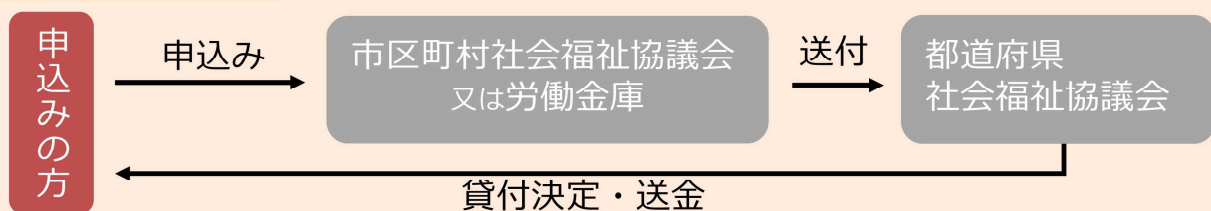
生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

**対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯  
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

<b>貸付上限額</b>	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 (貸付期間：原則3月以内)		
<b>据置期間</b>	1年以内		
<b>償還期限</b>	10年以内	<b>貸付利子・保証人</b>	無利子・不要

- ※1 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。
- ※2 まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月貸し付けることで対応。(最大80万円)

#### 貸付手続きの流れ



※5月28日から郵便局でも申込みの受付を開始

#### 貸付決定件数・金額実績（3月25日～6月12日）

	緊急小口資金	総合支援資金	合計
件数	3,296件	784件	4,080件
金額	576,300千円	411,660千円	987,960千円



## 2 本県における新型コロナウイルス感染症の状況

### (1) 患者発生状況（6月17日現在）

		人数	10万人当 たり	全国比較
陽性者数		17人	1.6人	累積患者数 16,349人 10万人当たり 13.0人 東京都：37.2人
国外滞在	2			
県外往来	12			
県外接点	1			
濃厚接触者	2			

\*全国比較は5月27日時点のもの

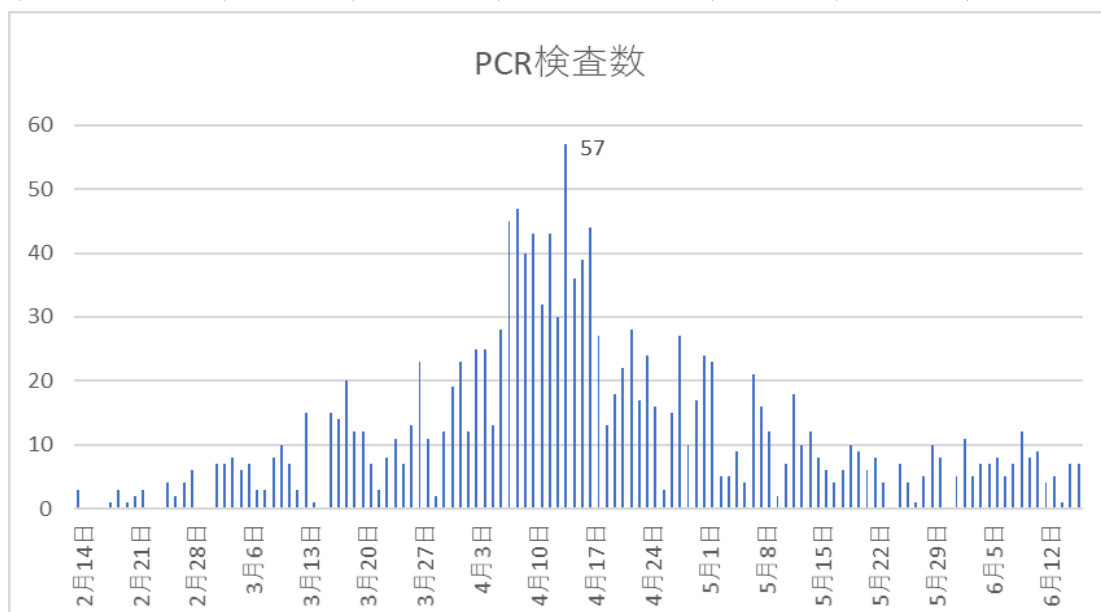
居住地	人数
宮崎市	8
延岡市	1
日南市	5
高千穂町	1
県外	1
国外	1

- ▶ 国内の1例目は1月15日（武漢からの帰国者）
- ▶ 3月4日に県内初の感染者が発生、4月3日から8日まで6日連続で発生  
一週間累積感染者数は13名（4月3日から9日まで）
- ▶ 3月23日から3月末にかけて県外への往来がある患者が11名
- ▶ 家族、夫婦、濃厚接触者が多いが、一人が多くに感染を広げた例はない。

### (2) 相談・PCR検査状況

令和2年6月16日時点

	相談件数		検査件数		
	一般 相談	帰国者 ・接触者相談 センター	陽性 件数	陰性 件数	
	19,103	4,585	14,518	1,494	17



- ▶ 1件目の検査は2月14日 1日当たりの最高は、4月14日の57件。
- ▶ 5月24日、検査件数が3月15日以降初めて0件となる。5月31日も0件。



### (3) PCR検査体制について

1日当たりの検査可能件数

当初	24件	県衛生環境研究所で検査
3月23日	72件	県衛生環境研究所で検査可能件数が増加
3月26日	96件	宮崎市保健所で24件の検査可能に
5月14日	120件	宮崎市保健所で48件の検査可能に
5月26日	168件	県衛生環境研究所で実施可能件数が120件に
6月1日	182件	都城健康サービスセンターで保険診療により14件の検査が可能に

- ▶ 医療機関からの検体は、原則当日中に結果が判明する体制となっている
- ▶ 帰国者・接触者外来は現在当初の7医療機関から11医療機関に拡充

### (4) 医療提供体制について

○入院病床

当初	31床	感染症指定医療機関
4月8日～	56床	宮崎東諸県医療圏で協力医療機関で25床確保
4月24日～	106床	宮崎東諸県医療圏以外で協力医療機関等で50床確保
5月26日～	204床	県内全域で協力医療機関等で98床確保

○宿泊療養施設

4月8日～	50室	宮崎市内「ひまわり荘」確保
5月1日～	150室	宮崎市内に2カ所目100室を確保
5月26日～	200室	県北地区に50室確保

※ ひまわり荘以外は、感染状況等を勘案し段階的に受入準備を進める。

- ▶ 1日の最多入院患者数は、4月11日～14日の14人
- ▶ 宮崎東諸県医療圏で協力医療機関に3名入院
- ▶ 宿泊療養施設、自宅待機者はなし

### (5) 県の主な取組

#### ①感染拡大防止の取組

- 感染者のご協力と保健所等による濃厚接触者の特定などにより、感染の疑いがある方に対する外出自粛と健康観察の徹底
- 4月の感染拡大防止強化月間(県民をはじめ、交通機関、大学などでの注意喚起)
- 県民に対する県外との往来自粛、事業者への休業要請、強い警戒態勢の下での対応

#### ②体制整備

- 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催(第1回2月3日以降これまでに合計12回開催)
- 帰国者・接触者相談センターと同外来の設置(2月5日設置 21日からは24時間相談体制)
- 県主催イベント・公の施設に関する対応方針等決定
- 新型コロナウイルス感染症対策協議会設置(4月6日)
- 新型コロナウイルス感染症対策調整本部事務局設置(4月8日)
- 検査、入院病床、宿泊施設の確保、医療物資の供給(市町村、医師会、医療機関等と連携)

## 本県の感染者状況（一覧）

### 資料 1

令和2年6月15日現在

No.	宮崎市 No.	判明日	年代	性別	居住地	現在の状況	周囲の患者の発生	濃厚接触者の状況
1	1	3月4日	70代	男性	宮崎市	4月4日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了
2		3月17日	20代	男性	英国	3月31日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了
3		3月17日	40代	男性	高千穂町	3月23日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了
4		4月3日	50代	男性	延岡市	4月13日退院	なし	なし
5	2	4月3日	40代	女性	宮崎市	4月21日退院	No. 6の女性	なし
6	3	4月3日	10代	女性	宮崎市	4月24日退院	No. 5の女性	なし
7	4	4月3日	50代	男性	東京都	5月22日退院	No. 8の女性 No. 9の男性	No. 8の女性 以外の濃厚接触者を 特定し健康観察終了
8	5	4月4日	50代	女性	宮崎市	4月24日退院	No. 7の男性	なし
9	6	4月5日	50代	男性	宮崎市	4月21日退院	No. 7の男性	なし
10	7	4月5日	60代	男性	宮崎市	4月22日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了
11	8	4月6日	40代	男性	宮崎市	4月29日退院	No. 12の男性	濃厚接触者を特定し健康観察終了
12		4月7日	50代	男性	日南市	5月25日退院	No. 11の男性 No. 13の女性 No. 14の女性 No. 15の男性 No. 16の男性	No. 13, 14, 15, 16 以外の濃厚接触者は なし
13		4月8日	30代	女性	日南市	4月27日退院	No. 12の男性 No. 13の女性 No. 14の女性 No. 15の男性 No. 16の男性	なし
14		4月8日	10代	女性	日南市	5月14日退院		なし
15		4月8日	10代	男性	日南市	5月24日退院		なし
16		4月8日	10代	男性	日南市	5月15日退院		なし
17	9	4月11日	50代	女性	宮崎市	5月8日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了

## PCR 検査の実施体制について

## 1 行政検査

- (1) 県衛生環境研究所 1日最大72件を120件に拡大  
職員体制を整備することにより、実施。
- (2) 宮崎市保健所 1日最大24件を48件に拡大  
検査機器を1台から2台に増設し、実施。

## 2 保険診療による検査

## (1) 都城市郡医師会

都城健康サービスセンターにおいて、6月1日から検査を開始。1日最大14件  
帰国者・接触者外来を受診し、医師が必要と認めた者について検体を採取し検査。  
さらに機器を整備することにより、検査件数の拡大を計画している。

## (2) 宮崎市郡医師会

臨床検査センターで機器を導入し、検査を実施予定（開始時期調整中）  
1日最大20件

## (3) 延岡市

延岡市夜間急病センターに検査室を整備し、検査を実施予定（開始時期調整中）  
1日最大24件

## (4) その他

今後とも医療機関と協議し、保険診療に必要な委託契約を締結し、検査件数の増加を  
図る。また、抗原検査※については、検査キットの医療機関への供給配布に併せて保険  
診療での検査を開始する。

※抗原（ウイルス特有のタンパク質）をキットを使用して検出するもの。特別な検査  
機器を要せず、約30分で検査結果を得られる。PCR検査と比較して検出に一定以上  
のウイルス量が必要であることから、当面、陰性の場合PCR検査が必要。

## 3 総括

県衛生環境研究所及び宮崎市保健所による行政検査を1日計168件に拡充するとと  
もに、都城・北諸県圏域の14件を加え6月1日からは182件の検査体制となってい  
る。

# 新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制（第2次）

資料 3-1

- 原則、圏域内の医療機関等で受入
- 圏域内の病床数を超える場合は、他圏域の医療機関等又は宿泊施設で患者受入を調整。

## 患者振り分け

### 検体採取

各医療圏ごとに医師会、帰国者接触者外来、協力医療機関等で採取

### PCR検査

- ①行政検査（衛生環境研究所/宮崎市保健所）  
168件/日
- ②保険診療  
14件/日（6/1～）  
今後とも検査件数の増加を図る

**182件/日(6/1～)**

## 調整本部（各地の保健所と連携）

### 宮崎大学医学部附属病院／県立宮崎病院

超重症

県西エリア

都城市郡医師会  
病院

【指定医療機関】

都城  
北諸県

中等症

県東・県南エリア

県立宮崎病院  
県立日南病院

日南串間

宮崎  
東諸県

西都児湯

日向入郷

延岡  
西臼杵

県北エリア

県立延岡病院

入院協力  
医療機関

入院協力  
医療機関

入院協力  
医療機関

入院協力  
医療機関

入院協力  
医療機関

入院協力  
医療機関

入院協力  
医療機関

入院協力  
医療機関

入院協力  
医療機関

入院協力  
医療機関

入院協力  
医療機関

入院協力  
医療機関

入院協力  
医療機関

231床

現在204  
床確保（重  
症21床確  
保）

350室

現在200  
室確保（県  
北50室含  
む）

## 宿泊施設

## 新型コロナウイルス感染症患者入院病床

二次医療圏域		当初	5月25日現在	圏域計
宮崎東諸県	感染症指定医療機関	7	7	91
	協力医療機関等	0	84	
日南串間	感染症指定医療機関	4	4	10
	協力医療機関等	0	6	
都城北諸県	感染症指定医療機関	4	4	36
	協力医療機関等	0	32	
西 諸	感染症指定医療機関	4	4	16
	協力医療機関等	0	12	
西都児湯	感染症指定医療機関	4	4	21
	協力医療機関等	0	17	
日向入郷	感染症指定医療機関	4	4	18
	協力医療機関等	0	14	
延岡西臼杵	感染症指定医療機関	4	4	12
	協力医療機関等	0	8	
合計		31	204	

※入院病床数については、診療等の状況により変動する可能性がある。

※各圏域の病床数を超える患者が発生した場合は他の圏域で受け入れる。

### 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る保健所及び衛生環境研究所の業務について

#### (1) 保健所における業務

##### ① 予防・まん延防止対策

- ア 発生事例への対応（患者移送、積極的疫学調査、接触者への対応等）
- イ 帰国者・接触者外来や感染症指定医療機関・協力医療機関等における感染防護具の状況調査と供給調整

##### ② 二次医療圏の医療提供体制の整備

- ア 帰国者・接触者相談センターの設置と相談対応
- イ 帰国者・接触者外来並びに検査センターの設置準備及び協力要請
- ウ 協力医療機関の拡大及び感染症指定医療機関等との連携
- エ PCR検査依頼の対応（検体搬送、結果連絡等）

##### ③ 県民等への情報提供

- ア 正しい知識と感染予防策等の周知
- イ 「相談・受診の目安」や帰国者・接触者相談センターへの相談の周知
- ウ 関係者（福祉施設、旅館・飲食店等）への感染対策助言指導

##### ④ 関係機関との連携強化

- ア 医師会や医療機関との協議や連絡調整
- イ 消防機関や市町村等の関係機関との協議・連絡調整

#### (2) 衛生環境研究所における業務

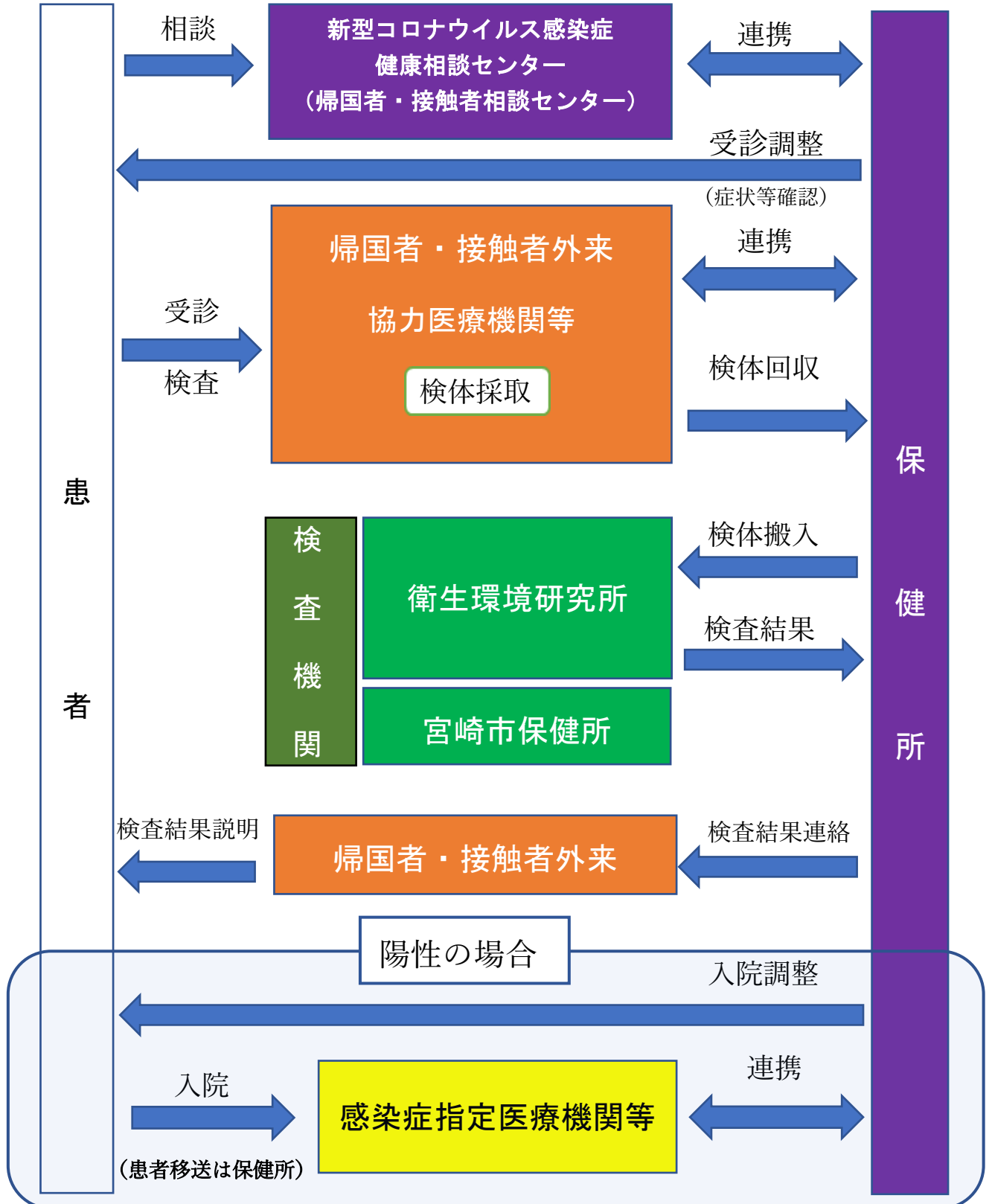
##### ① 検査体制の整備

- ア PCR検査に必要な体制整備と器材等の準備
- イ PCR検査の実施
- ウ PCR検査件数の拡充に向けた準備（検査設備整備、人材育成等）

##### ② 情報集約及び発信

- ア 県内の患者発生状況に関する情報集約及び発信
- イ 衛生環境研究所ホームページ等による新型コロナウイルスに関する情報発信

# 新型コロナウイルス感染症の相談・受診・行政検査の流れ



## II 新型コロナウイルス感染症対策に係る県立病院の取組について

病院局 経営管理課

### 1 県立病院におけるこれまでの取組状況

#### (1) 新型コロナウイルス感染症患者受入の状況

(R2. 5. 25現在)

病院名	感染症病床数	累計受入数	受入期間	備考
宮崎病院	7床	9人	R2. 3. 4～5. 22	1、5～11、17例目
延岡病院	4床	3人	R2. 3. 17～4. 13	2～4例目
日南病院	4床	5人	R2. 4. 7～5. 25	12～16例目

#### (2) 主な取組

- ・ 全ての患者を受け入れた経験を生かし、各医療圏の感染症指定医療機関や協力医療機関との間で、受入体制の整備方法や患者受け入れなどのノウハウを共有。
- ・ 軽症者等の宿泊療養施設開設に際し、医学的観点から感染管理方法についての助言を実施。
- ・ 県立宮崎病院 眞柴副院長が、「新型コロナウイルス対策調整本部」の本部員として参画し、臨床現場の生の声を、対策の企画・立案段階から反映。

### 2 第2波・第3波に備えた取組について

#### (1) 院内感染の防止

##### ① 外来患者対策

- ・ サーモグラフィーによる検温、問診の実施
- ・ 待合室での感染対策の徹底 など

##### ② 入院患者対策

- ・ 面会の原則禁止、疑い患者入院時の迅速な検査体制の構築
- ・ 院内感染の発生を想定した訓練の実施 など

##### ③ 病院スタッフの感染防止対策

- ・ 毎日の体温測定、不要不急の県外出張の自粛 など

##### ④ その他

- ・ 物品搬入業者等の立入制限 など

#### (2) 患者受入の準備

- ・ 防護具（サージカルマスク、N95マスク、フェイスシールド、アイソレーションガウン等）の備蓄
- ・ 病棟の一部確保、看護スタッフ体制の構築 など

### 3 今後の課題

#### (1) 地域の医療機関とのさらなる連携

第2波・第3波の発生に備え、それぞれの地域で感染対策の中心的役割を担う保健所と十分協議しながら、地域の医療機関との役割分担など、適切な医療提供体制の構築に向けて、さらなる連携を図っていく必要がある。

#### (2) 経営改善

患者受入れのための病床確保をはじめ、他の入院・外来患者の受入抑制等を図ってきたこと等に伴い、県立病院事業の収益が悪化していることから、国の交付金等による適切な支援を受けるとともに、一層の経営改善に取り組む必要がある。